

山梨県立青精福祉センター設置及び管理条例施行規則新旧対照表

新

旧

新

(定員) 第三条 センターにおける次の表の上欄に掲げる利用区分ごとの定員は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。			
利用区分	定員		
一 条例第三条第一号の障害児入所支援	略		
業			
二 条例第三条第二号の短期入所を行う事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の規定による措置を含む。）			
(措置入所に係る定員、入所期間等) 第四条 センターにおける児童福祉法 第二十七条第一項			
入所定員	入所期間	入所資格	
定員、期間及び資格は、次の表に定めるとおりとする。		の規定による入所に係る	

旧

(定員) 第三条 センターにおける次の表の上欄に掲げる利用区分ごとの定員は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。			
利用区分	定員		
一 条例第三条第一号の障害児入所支援並びに同条第二号の生活介護及び同条第四号の施設入所支援を行う事業	略		
業			
二 条例第三条第三号の短期入所を行う事業（児童福祉法 第二十一条の六の規定による措置を含む。）			
(措置入所に係る定員、入所期間等) 第四条 センターにおける児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項の規定による入所に係る業務ごとの定員、期間及び資格は、次の表に定めるとおりとする。			
業務の区分	障害児入所施設	障害者支援施設	

		前条の表一の項の定員内	
		入所の日から十八歳（知事が特に必要と認めた場合は、二十歳）に達する日の前日まで	条例第三条第一号イに掲げる者

一	入所定員	前条の表一の項の定員内	
二	入所期間	入所の日から十八歳（知事が特に必要と認めた場合は、二十歳）に達する日の前日まで	入所の日から入所の目的が達せられた日まで
三	入所資格	十八歳未満の知的障害児	伝染性疾患を有しない おおむね十八歳以上の知的障害者